

# グリーン調達・環境負荷物質リスト

(Ver. 3.0)

- 本リストは、当社の「グリーン調達ガイドライン 第9版」で規定する環境負荷物質(群)を示したものです。  
 □ 本リストは、2011年 12月 1日より適用を開始します。  
 □ 掲載した環境負荷物質(群)は、ジョイント・インダストリー・ガイドライン(JIG)で示された物質(群)に準拠しています  
 物質群に含まれる例示物質は、JIG-101 Ed 4.0を参照してください。  
 → [http://210.254.215.73/jeita\\_eps/green/green7.htm](http://210.254.215.73/jeita_eps/green/green7.htm)  
 □ 本リストにない物質、用途、閾値であっても、国内外の法規制により制限される場合には、それらへの遵法を優先するものとします。

<法規制の例示> ※全てを網羅しているわけではありませんのでご注意ください

- ・ 化学物質の審査および製造などの規制に関する法律(化審法)の第1種特定化学物質、第2種特定化学物質
- ・ 労働安全衛生法(安衛法)の製造禁止物質
- ・ 毒物および劇物取締法の特定毒物
- ・ 特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)のモントリオール議定書 付属書A、B、C、Eの物質

## (1) 禁止物質

	JIG-101 Ed 4.0	化学物質(群)名	対 象	閾値レベル * = 均質材料中の濃度 ** = 製品中の濃度	適用除外用途
1	1-R	カドミウム/カドミウム化合物	電池を除くすべて 電池 包装材料	100ppm * 5 ppm ** 100ppm * (注)	別表-1参照 — —
2	1-R	六価クロム化合物	すべて 包装材料	1000ppm * 100ppm * (注)	別表-1参照 —
3	1-R	鉛/鉛化合物	下記に示す対象以外のすべて 主として12歳以下の子供向けの 消費者製品 玩具及び子供向け製品の塗料又は 表面塗装 熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で 被覆された電線・ケーブル又はコード 電池 包装材料	1000ppm * 300ppm ** 90ppm * 300ppm * 表層被覆 40 ppm ** 100ppm * (注)	別表-1参照 — — — — —
4	1-R	クロム酸鉛	すべて	1000ppm **	—
5	1-R	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	すべて	1000ppm **	—
6	1-R	ピグメントイエロー34	すべて	1000ppm **	—
7	1-R	水銀/水銀化合物	電池以外すべて 電池 包装材料	意図的添加または 1000ppm * 1 ppm ** 100ppm * (注)	別表-1参照 — —
8	1-R	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	すべて	意図的添加または 1000ppm **	—
9	1-R	三置換有機スズ化合物 ※トリブチルスズ(TBT)およびトリフェニルスズ(TPT)を含む	すべて	意図的添加または 1000ppm * スズ元素として	—
10	1-R	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	すべて	1000ppm *	—
11	1-R	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類1000ppm	すべて	意図的添加または 1000ppm *	—
12	1-R	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品	すべて	意図的添加	—
13	1-R	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	すべて	50ppm *	—
14	1-R	ポリ塩化ナフタレン類(塩素数3以上)	すべて	意図的添加	—
15	1-R	短鎖型塩化パラフィン類(C10-C13)	すべて	1000ppm **	—
16	1-R	アスベスト類	すべて	意図的添加	—
17	1-R	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 (直接かつ長時間皮膚に接触する部位に限る)	織物と皮革	30ppm **	—
18	1-R	オゾン層破壊物質	すべて	意図的添加	—
19	1-R	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	すべて	意図的添加または 1000ppm *	別表-1参照
20	1-R	フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC) 類	すべて	意図的添加	—
21	1-R	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール [フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル)]	すべて	意図的添加	—
22	1-R	ジメチルホルムアミド [ フマル酸ジメチル、DMF ]	すべて	0.1ppm *	—
23	1-R	ジブチルスズ化合物 (DBT)	すべて	1000ppm * スズ元素として	別表-1参照
24	1-R	ジブチルスズ化合物 (DOT)	(a) 皮膚と接触することを意図する織物 および皮革製品 (b) 育児用品 (c) 2 液性室温硬化モールドングキット (RTV-2 シーラントモールドングキット)	1000ppm * スズ元素として	—

(注) 包装材料については、カドミウム、六価クロム、鉛および水銀の合計が100ppm以下であること

(2) 管理物質

	JIG-101 Ed 4.0	化学物質(群)名	対 象	閾値レベル * = 均質材料中の濃度 ** = 製品中の濃度	適用除外用途
1	1-R	ニッケル	長時間皮膚に接する場合はすべて	意図的添加	—
2	3-I	ポリ塩化ビニル(PVC)	すべて	1000ppm **	—
3	3-I	臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)	25g を超えるプラスチック部品。 ただしプリント配線基板ユニットに含ま れるものを除く	1000ppm * プラスチック材料	—
			積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有合計で 900 ppm *	—
4	2-A	フタル酸ジヘプチル(DIHP)	すべて	1000ppm **	—
5	2-A	フタル酸ヘプチルノニルウンデシル (DHNUP)	すべて	1000ppm **	—
6	1-R	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	すべて	1000ppm **	—
7	1-R	フタル酸ジブチル(DBP)	すべて	1000ppm **	—
8	1-R	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	すべて	1000ppm **	—
9	1-R	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	すべて	1000ppm **	—
10	1-R	フタル酸エステル類グループ1 (BBP, DBP, DEHP)	玩具または育児用品	1000ppm * 可塑性した材料	—
11	1-R	フタル酸エステル類グループ2 (DIDP, DINP, DNOP)	子供の口に入る玩具または育児用品	1000ppm * 可塑性した材料	—
12	1-R	放射性物質	すべて	意図的添加	—
13	1-R	ホルムアルデヒド	複合木材(合板、パーティクルボード、 中密度ファイバーボード)製品または部品	意図的添加	—
			織物	75ppm **	—
14	1-R	五酸化二ヒ素	すべて	1000ppm **	—
15	1-R	三酸化二ヒ素	すべて	1000ppm **	—
16	1-R	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)およびすべての主要ジアステレオ異性体	すべて	1000ppm **	—
17	1-R	過塩素酸塩	すべて	0.006ppm **	—
18	1-R	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	すべて	1000ppm **	—
19	3-I	酸化ベリリウム(BeO)	すべて	1000ppm **	—
20	1-R	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	すべて	1000ppm **	—
21	1-R	ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	すべて	1000ppm **	—
22	1-R	塩化コバルト(CoCl2)	すべて	1000ppm **	—
23	1-R	ホウ酸	すべて	1000ppm **	—
24	1-R	四ホウ酸二ナトリウム無水物	すべて	1000ppm **	—
25	1-R	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物 [ 四ホウ酸二ナトリウム水和物 ]	すべて	1000ppm **	—
26	2-A	[4-[ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1- イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名CIベジックバイオレット3)	すべて	1000ppm **	—
27	—	REACH規則 高懸念物質(SVHC) ※本リストで既出のものを除く	すべて	1000ppm **	—

本リストに掲載した環境負荷物質(群)に対応する調査ツールのバージョンは、次のとおりです。

AIS	=	書式ver 3.1c以降	物質リストver 2.050以降
不使用証明書	=	書式ver 4.0	

別表-1 適用除外用途

対象物質	対象物質適用除外の用途、濃度
水銀	<p>1. 電球形および小型蛍光灯ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり次の量を超えないもの            (a)一般照明用途30W未満2011年12月31日まで5mg、2012年12月31日まで3.5mg、以後2.5mg            (b)一般照明用途30W以上50W未満2011年12月31日まで5mg、以後3.5mg            (c)一般照明用途50W以上150W未満5mg            (d)一般照明用途150W以上15mg            (e)一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径17mm以下2011年12月31日まで制限なし、以後7mg            (f)特殊用途5mg</p> <p>2a. 一般照明用途の直管蛍光灯ランプであって水銀含有量が1ランプ当たり次の量を超えないもの            (1)三波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm未満2011年12月31日まで5mg、以後4mg            (2)三波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm以上17mm以下2011年12月31日まで5mg、以後3mg            (3)三波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径17mm超28mm以下2011年12月31日まで5mg、以後3.5mg            (4)三波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ径28mm超2012年12月31日まで5mg、以後3.5mg            (5)三波長形蛍光体を使用した長寿命(25000時間以上)のランプ2011年12月31日まで8mg、以後5mg</p> <p>2b. その他蛍光灯ランプであって水銀含有量が1ランプ当たり次の量を超えないもの            (1)ランプ径28mm超の直管蛍光ハロゲンランプ2012年4月13日まで10mg            (2)直管蛍光灯以外のハロゲン蛍光体を使用したランプ(径の規定なし)2016年4月13日まで15mg            (3)直管蛍光灯以外の三波長形蛍光体を使用したランプ径17mm超2011年12月31日まで制限なし、以後15mg            (4)その他の一般照明用途および特殊用途2011年12月31日まで制限なし、以後15mg</p> <p>3. 特殊用途の冷陰極蛍光灯ランプおよび外部電極蛍光灯ランプであって水銀含有量が次の量を超えないもの            (a)短尺ランプ(500mm以下) 2011年12月31日まで制限なし、以後3.5mg            (b)中尺ランプ(500mm超1500mm以下) 2011年12月31日まで制限なし、以後5mg            (c)長尺ランプ(1500mm超) 2011年12月31日まで制限なし、以後13mg</p> <p>4a. その他の低圧放電管ランプ2011年12月31日まで制限なし、以後15mg</p> <p>4b. 平均演色評価数が60を超えるように改善した一般照明用の高圧ナトリウムランプであって水銀含有量が次の量を超えないもの            (I)ランプ電力(P)155W以下2011年12月31日まで制限なし、以後30mg            (II)ランプ電力(P)155W超405W以下2011年12月31日まで制限なし、以後40mg            (III)ランプ電力(P)405W超2011年12月31日まで制限なし、以後40mg</p> <p>4c. その他の一般照明用の高圧ナトリウムランプであって水銀含有量が次の量を超えないもの            (I)ランプ電力(P)155W以下2011年12月31日まで制限なし、以後25mg            (II)ランプ電力(P)155W超405W以下2011年12月31日まで制限なし、以後30mg            (III)ランプ電力(P)405W超2011年12月31日まで制限なし、以後40mg</p> <p>4d. 高圧水銀(蒸気)ランプ(HPMV)に含まれる水銀2015年4月13日まで</p> <p>4e. 金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀</p> <p>4f. 本付属書に特に定められていないその他のランプに含まれる水銀</p> <p>36. 一削除</p>
鉛	<p>5a. ブラウン管、冷極線管のガラスに含まれる鉛</p> <p>5b. ガラス蛍光管であって鉛含有量が0.2wt%を超えないもの</p> <p>6a. 機械加工のために合金成分として鋼材中および亜鉛めっき鋼板中に含まれる0.35wt%までの鉛</p> <p>6b. 合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4wt%までの鉛</p> <p>6c. 銅合金中の4wt%以下の鉛</p> <p>7a. 高融点はんだ(鉛を85wt%以上含むはず鉛はんだ合金)に含まれる鉛</p> <p>7b. サーバー、記憶装置、記憶アレイシステム、信号切替え、送受信・伝送および電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けのはんだに含まれる鉛</p> <p>7c. (I)コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品            もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品            (II)定格電圧がAC125VまたはDC250Vまたはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛            (III)定格電圧がAC125VまたはDC250V未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛2013年1月1日まで            (IV)個別半導体に使われるコンデンサ内のPZT系誘電体セラミック中の鉛</p> <p>9b. 冷媒管用のペアリング・シェルおよびプッシュに含まれる鉛(暖房用、換気用、空調用および冷凍冷蔵機器のコンプレッサー含む)</p> <p>11a. 一削除</p> <p>11b. C-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛2013年1月1日まで</p> <p>12. 一削除</p> <p>13a. 光学機器に使われる白色ガラスに含まれる鉛</p> <p>13b. フィルタガラスおよび反射標準物質用のガラス中に含まれる鉛</p> <p>14. 一削除</p> <p>15. 集積回路フリップチップパッケージの内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛</p> <p>16. ケイ酸塩がコーティングされたバルブを有する直管白熱電球の鉛2013年9月1日まで</p> <p>17. プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛</p> <p>18a. 一削除</p> <p>18b. BSP等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての1wt%以下の鉛</p> <p>19. 一削除</p> <p>20. 一削除</p> <p>21. ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛</p> <p>22. 一削除</p> <p>23. 一削除</p> <p>24. 機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛</p> <p>25. 構造要素に用いられる表面伝導電子エミッタ表示盤(SED)に含まれる酸化鉛            特にシールフリット、フリットリングに含まれる酸化鉛</p> <p>26. 一削除</p> <p>27. 一削除</p> <p>29. 理事会指令69/493/EECの付属書I(カテゴリー1, 2, 3および4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛</p> <p>31. 水銀を含有しない薄型蛍光灯ランプに使用されるはんだ材の中の鉛</p> <p>32. アルゴン・クリプトンレーザー管のウィンドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛</p> <p>33. 電力変圧器用の直径100μm以下の極細銅線のはんだ付け用のはんだに含まれる鉛</p> <p>34. サーマット(陶性合金)を主構成要素とするトリマ電位差計構成部品に含まれる鉛</p> <p>37. ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのめっき層に含まれる鉛</p>

別表-1 適用除外用途

カドミウム	<p>8a. 一括投入混練コンパウンドペレット成形したサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物2012年 1月 1日まで</p> <p>8b. 電気接点中のカドミウムとその化合物</p> <p>13b. フィルタガラスおよび反射標準物質用のガラス中に含まれるカドミウム</p> <p>21. ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれるカドミウム</p> <p>30. 音圧レベル100dB (A) 以上の高耐久カスピーカーの変換器のボイスコイルに直付けされる導電体の電氣的／機械的なはんだ接合部分のカドミウム合金</p> <p>35. 一削除</p> <p>38. 酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる厚膜ペーストに含まれるカドミウムおよび酸化カドミウム</p> <p>39. イルミネーションまたはディスプレイ・システム用途の色変換 II-VI 族化合物半導体 LED (発光領域 mm<sup>2</sup> 当たりのカドミウム 10 μg 未満) に含まれるカドミウム 2014年 7月 1日まで</p> <p>40. プロフェッショナル向けオーディオ装置に使用されるフォトカブラのフォトレジスタ中のカドミウム 2013年12月31日まで</p>
六価クロム	<p>9. 吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防食用として冷却ソリューション中に含まれる 0.75wt% 以下の六価クロム</p> <p>28. 一削除</p>
PBDE	<p>9a. 一削除</p>
パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	<p>a. フトリソグラフィプロセス用のフォトレジストまたは反射防止用コーティング剤</p> <p>b. フィルム、紙または刷版に使用される写真用コーティング剤</p>
ジブチルスズ化合物	<p>a. 1剤と2剤が室温で加硫するシーラント剤や接着剤 (RTV-1やRTV-2シーラント)</p> <p>b. DBTを触媒として含有している塗料やコーティング剤を成形品に適用している場合</p> <p>c. 硬質PVCとの共押出製品のいかに拘らずソフト塩化ビニルの特徴をもつ製品</p> <p>d. 安定剤としてDBT化合物を含有するPVCで被覆された織物をアウトドア用品に適用する場合</p> <p>e. 屋外の雨どい、排水路、配水管や屋根や外観用のカバー剤</p> <p style="text-align: right;">a~e: 2014年12月31日まで</p>

(注) 本リストは、2010年 3月に公布されたEU官報 “2010/276/EU”、2010年 9月に公布されたEU官報 “2010/571/EU” 及び2011年9月に公布されたEU官報 “2011/534/EU” を元に作成しておりますが、法律の内容を保証するものではありません。最新の情報については、法律の原文を参照してください。